

アルキの笑 料金表

(居宅介護)

■基本料金

算定項目	時間	単位数	時間	単位数	※基礎研修課程修了者等により行われる場合
居宅における身体介護 通院等介助 (身体介護を伴う)	30分未満	256単位	※重度訪問介護研修修了者による場合		×70／100
	30分以上1時間未満	404単位	30分以上1時間未満	186単位	
	1時間以上1時間30分未満	587単位	1時間以上1時間30分未満	227単位	
	1時間30分以上2時間未満	669単位	1時間30分以上2時間未満	369単位	
	2時間以上2時間30分未満	754単位	2時間以上2時間30分未満	461単位	
	2時間30分以上3時間未満	837単位	2時間30分以上3時間未満	553単位	
	3時間以上	921単位に30分を増すごとに＋83単位	3時間以上	638単位に30分を増すごとに＋86単位	
居宅における身体介護 通院等介助 (身体介護を伴う)	30分未満	106単位	×90／100		
	30分以上45分未満	153単位			
	45分以上1時間未満	197単位			
	1時間以上1時間15分未満	239単位			
	1時間15分以上1時間30分未満	275単位			
	1時間30分以上	311単位に15分を増すごとに＋35単位			
	30分未満	106単位			
	30分以上1時間未満	197単位			
	1時間以上1時間30分未満	257単位			
	1時間30分以上	345単位に30分を増すごとに＋69単位			

■加算料金 ※基本料金に加え、要件を満たした場合、以下の加算を算定いたします。

加算項目	単位数	算定の対象
初回加算	1月につき200単位を加算	新規にサービスの依頼をされ、サービス提供責任者が初回のサービス提供と同月に訪問または同行訪問をした時に加算します。
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	1回につき150単位を加算	一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される方について、市町村が認定した方で、同一月において複数のサービス事業所からサービスを利用する方のうち、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限額の管理について、当事業所が利用者負担上限額管理事業所として位置付けられた場合に加算します。
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	1回につき564単位を加算	サービス提供責任者が障がい特性の理解や医療機関等専門機関との連携等の課題に対応するために、障害等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の方の心身の状況等の評価を一緒に行った場合に加算します。
特別地域加算	+15/100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対してサービスを実施した場合に加算します。
喀痰吸引等支援体制加算	1人 1日当たり100単位を加算	喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に加算します。
緊急時対応加算（月2回を限度）	1回につき100単位を加算	計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します。※注 地域生活支援拠点等の場合+50単位
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき +所定単位×417/1,000	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。キャリアパス要件や職場環境等要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。事業所の体制により左記のⅠ、Ⅱのうち、いずれか1つが加算されます。
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき +所定単位×402/1,000	
特定事業所加算Ⅰ	1月につき +所定単位+20/100	サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度障害者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。事業所の体制により左記のⅠ～Ⅲのうち、いずれか1つのみが加算されます。
特定事業所加算Ⅱ	1月につき +所定単位+10/100	
特定事業所加算Ⅲ	1月につき +所定単位+10/100	
2人の居宅介護従業者による場合	×200/100	1人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人の居宅介護従業者でサービスを提供した場合に加算します。
早朝加算	+25/100	午前6時～午前8時の時間帯にサービスを行った場合に加算します。
夜間加算	+25/100	午後6時～午後10時の時間帯にサービスを行った場合に加算します。
深夜加算	+50/100	午後10時～午前6時の時間帯にサービスを行った場合に加算します。

※1単位は地域区分により10円～11.20円で、市町村ごとに設定されています。

※障害福祉サービスでは、世帯所得に応じた負担上限額が設定されております。一月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※世帯収入により利用料上限額が受給者証に記載されている場合は、その金額が負担額の上限になります。

※身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算が適用される場合もあります。

※詳細は管理者にお問い合わせください。